

「しまっちんぐ2016」参加民間企業等 募集要領

「しまっちんぐ2016」への参加を希望する民間企業等を以下の要領で募集します。

1. 趣旨

国土交通省では、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちんぐ」の取組を進めています。今年度初の試みとして、平成28年3月12日（土）に、離島と企業の商談・交流の場「しまっちんぐ2016」を開催します。そこで、「しまっちんぐ2016」への参加を希望する民間企業等を募集します。

2. 日時・場所

日時：平成28年3月12日（土）12：00～17：00（予定）

場所：イトーキ東京イノベーションセンターSYNQA（シンカ）
（東京都中央区京橋3-7-1相互館110タワー1階）

3. 参加資格

- (1) 日本国内に事務所を持ち、国内で活動を行っている企業・団体。（組織・法人形態は問わない。）
- (2) 以下のいずれにも該当しない企業・団体であること
 - ① 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. 応募方法

「しまっちんぐ2016」特設サイト (<http://shimatching2016.jp/>) の申込フォームに「企業等名」「企業等HPのURL」「担当者部署」「担当者氏名」「メールアドレス」「主な事業内容」「特に連携したい離島」等の必要事項を入力し、送信ボタンを押してください。応募者多数の場合は、事務局にて参加民間企業等を選定します。後日、申込フォームに記載されたメールアドレス宛に、事務局より選定のお知らせ等をお送りします。

5. 応募締切：3月8日（火）12：00

6. 参加団体の選定について

申込フォームへ記入いただいた内容は、事務局から参加離島地域に送付し、事前にマッチング希望を調査します。会場の都合上、応募者多数の場合は、より多くの参加離島地域からマッチング希望のあった民間企業等を優先的に選定します。そのため、マッチング希望の少なかった民間企業等は、選定されない場合がありますのでご了承ください。

7. 参加費：無料

8. 今後のスケジュール（予定）

3月 3日（木）～3月8日（火）

民間企業等募集

3月10日（木）

事務局から応募民間企業等に対し、選定結果や当日のプログラム等をお知らせ

9. 事務局連絡先

（「しまっちんぐ2016」のイベント運営、参加申込等に関すること）

株式会社JTB総合研究所 TEL:03-3525-4769 （担当：上田嘉通、小坂典子）

E-mail: ueda@tourism.jp, kosaka@tourism.jp <<http://tourism.jp>>

※「◎」を「@」に置き変えてください。

（「しまっちんぐ」の取組、取材等に関すること）

国土交通省国土政策局離島振興課 TEL:03-5253-8421 （担当：掛井孝俊、勝美直光）